千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第4次)施策進行管理票

基本目標1 DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進

施策の方向1 多様な主体に向けた広報啓発の推進

		施			平	- 成29年度		平成30年度		
施策の内容	項目	策番号	施策の実施予定	当初予算額 (千円)	2月補正後 予算額 (千円)	施策の実施結果	決算額 (千円)	施策の実施予定	当初予算 額(千円)	施策 担当課
①DVの根絶に向けた啓発の充実 【重点】 ア 多様な広報媒体を活用した効果的な広報啓発の充実 イ DV防止キャンペーンの充実 ウ 子育て家庭への暴力防止の啓発の推進	ア	1	「女性に対する暴力をなくす運動期間」中に、DV防止啓発リーフレットの作成、配布を行う。児童虐待防止についても併せて啓発する。	324	258	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、DV防止啓発リーフレットを作成し、県内市町村と連携して自治会の回覧板等を活用して配布・供覧した。(約92,000枚) DV防止街頭キャンペーンを企業・団体・市町村・県警・大学等の協力を得て実施し、DV及び児童虐待の啓発物資等を約4,000人に配布した。(11/15そごう千葉店前広場、11/23イオンモール八千代緑が丘)		「女性に対する暴力をなくす運動」期間に併せて、DV防止啓発リーフレット等の作成、配布を行う。児童虐待防止についても併せて啓発する。	324	男女課
(1-2-③-エ-1再掲、 4-7-①-ウ再掲) エ DV防止セミナーの充実 オ 加害者を生まないための対策 (2-3-①-カ再掲)	イ	2	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、DV防止街頭キャンペーンを実施し、啓発物資を配布する。児童虐待防止についても併せて啓発する。	530		アケ性に対する暴力をなくす運動」期間中に、DV防止街頭キャンペーンを企業・団体・市町村・県警・大学等の協力を得て実施し、DV及び児童虐待の啓発物資等を約4,000人に配布した。(11/15そごう千葉店前広場、11/23イオンモール八千代緑が丘)		「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、D V防止街頭キャンペーンを実施し、啓発物資を配 布する。児童虐待防止についても併せて啓発す る。		男女課
カ人権啓発の推進キ「犯罪被害者等相談窓口」に係る広報啓発活動の推進	ア, イ	3	児童虐待防止月間の11月を中心に、児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待の正しい知識と理解をもってもらうとともに、通告義務や相談機関の周知を図る。	10,000	ŕ	「オレンジリボンキャンペーン」実施期間中に千葉ジェッツホームゲーム開催時の船橋アリーナにてキャンペーンを実施。会場入り口にブースを開設し、啓発物品を計3000部配布した。 児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンにちなみ、オレンジジュースを飲んでいる動画等をSNSに投稿し、繋げていくというリレー形式のキャンペーンを実施した。	9,999	児童虐待防止月間の11月を中心に、児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待の正しい知識と理解をもってもらうとともに、通告義務や相談機関の周知を図る。	10,000	児童家庭課
	ウ	4	家庭における暴力防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布する。	972		パンフレットを学校や市町村を通じて保護者に配布することにより、 家庭での暴力防止の働きかけを行うとともに、保護者のDV被害の早 期発見及び相談につなげられるようにした。		家庭における暴力防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布する。	778	男女課
	エ	5	DVをテーマとした県民向けの講座を開催する。	90		DVをテーマとした県民向けの講座を子育て中の女性向け、男性向け、一般向けと3回開催した。	259	DVをテーマとした県民向けの講座を複数回開 催する。	182	男女課
	オ- 1	6	男性のための一般相談及びカウンセリングを 実施する。		·	男性のための一般相談(557件)及びカウンセリング(75件)を実施した。	,	男性のための一般相談及びカウンセリングを実 施する。		男女課 男女センター
	才- 2	7	女性のための一般相談及びカウンセリングを 実施する。	15,588		女性のための一般相談(6253件)及びカウンセリング(302件)、法律 相談(月1回、40件)、こころの相談(月1回、26件)を実施した。	15,579	女性のための一般相談及びカウンセリングを実 施する。		男女センター
	カ	8	人権啓発イベント及び講演会の実施、雑誌等のメディアへの広告掲載、リーフレットやポスター等の作成・配布、人権をテーマとする研修会への講師派遣、人権啓発ビデオの貸出などにより、広報・啓発を実施する。	20,779		人権啓発イベント(12/5開催:ちばハートフル・ヒューマンフェスタ)及 び講演会(8/3開催:人権問題講演会)の実施、交通広告(J・ADビジョンとステーションギャラリー)の実施、リーフレット(4600部)やポスター (5000枚)等の作成・配布、人権啓発案内冊子(3000冊)を作成・配布 し人権をテーマとする研修会への講師派遣(41件)、人権啓発ビデオ の貸出(144件)などにより、広報・啓発を実施した。	10,900	人権啓発イベント及び講演会の実施、交通広告の実施、リーフレットやポスター等の作成・配布、人権をテーマとする研修会への講師派遣、人権啓発ビデオの貸出などにより、広報・啓発を実施する。	20,766	健康福祉政策課
	丰	9	相談窓口をまとめたパンフレットを作成し、市町村や関係機関に配布し、窓口の広報啓発を推進する。 被害者等支援活動の促進事業			相談窓口をまとめたリーフレット「犯罪被害者等のための相談窓口等のご案内」(16,000部)及びポスター(1,100部)を作成し、市町村と関係機関に配布した。	296	各種相談窓口をまとめたリーフレット、ポスターを 作成し、市町村や関係機関に配布して相談窓口 の広報啓発を推進する。	366	くらし安全推進調
ア DV相談窓口の周知徹底及び積極的な情報提供 イ外国人のDV被害者に対する支援			DV相談カードの常時設置(市町村の窓口、金融機関等)及びDV相談ステッカーの配布を行う。	227		DV相談カードの常時配置(県内市町村・運転免許センター・地域振興事務所・健康福祉センター・児童相談所等の県機関、郵便局、金融機関等、計約7,500箇所)及びDV相談ステッカーの配布(県内市町村・運転免許センター・地域振興事務所・健康福祉センター・児童相談所等の県機関、郵便局、金融機関等、約2,000枚)を行った。	290	DV相談カードの常時設置(市町村の窓口、金融機関等)及びDV相談ステッカーの配布を行う。	380	男女課
ウ 男性向け相談窓口の周知	1		既に健康福祉センター、市町村等に配布している外国人向けDV防止啓発リーフレットについて、必要により追加配布を行う。	0	0	追加依頼無し		既に健康福祉センター、市町村等に配布している外国人向けDV防止啓発リーフレットについて、必要により追加配布を行う。		男女課
	イ- 2	12	外国語で作成したDV被害者向けのリーフレットを、県警ホームページに掲載しているほか、必要な場合には、警察署、交番、駐在所にて当該リーフレットを配布し、外国人被害者への適切な対応を図る。	0		各種法令や警察の措置、被害防止対策等を記載したリーフレットを8 言語の外国語で作成して県警ホームページに掲載しているほか、被 害者等に配布し、被害者が意思決定するための支援を行った。	0	外国語で作成したDV被害者向けのリーフレット を県警ホームページに掲載しているほか、必要 な場合には、警察署、交番、駐在所にて当該リー フレットを配布し、外国人被害者への適切な対応 を図る。	0	(警)人身安全対 策課

	ウ	13	県のホームページ等を通じて男性向け相談 窓口の周知に努める。	0		情報誌、利用案内に相談窓口の案内を掲載するとともに、男性相談窓口を掲載したカードを計4,000部作成し、各健康福祉センター、各児童相談所、市町村DV担当課あてに送付し、男性の相談窓口に関する周知を図った。 また、DV防止について、街頭キャンペーンと連動してサッカーJリーグ、バスケットボールBリーグ試合会場での広報活動を実施した。		県のホームページ等を通じて男性向け相談窓口の周知に努める。 DV防止について、プロスポーツ試合会場など多くの県民が集まる施設等において広報を行う。		男女課 男女センター
③企業・団体等に対するDVへの理解の 促進	ア		県のホームページ等を通じて、DV被害者の自立に向けた理解の促進を図る。	0		県のホームページにDV被害者支援に関する情報を掲載するとともに、県が発信するメールマガジンに、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のDV防止キャンペーンなどのイベント情報を掲載し、周知を図った。	0	県のホームページ等を通じて、DV被害者の自立に向けた理解の促進を図る。	0	男女課
アDV被害者の自立に同けた理解の促進 イ企業・団体等と連携した広報啓発	イ	15	千葉県男女共同参画推進連携会議を通じてDV防止に関する広報啓発を行う。	0		千葉県男女共同参画推進連携会議(70団体)を通じて、DV防止啓発やデートDVに関するチラシの配布等を行い、企業等にDVやデートDVに関する正しい情報の提供に努めた。	0	千葉県男女共同参画推進連携会議を通じてDV 防止に関する広報啓発を行う。	0	男女課
④DV被害の早期発見・通報体制の充実ア保健・医療機関に対する広報啓発			県内の医師会や歯科医師会を通じて、DV 相談カードの常置設置やDV相談ステッカーの配布を行う。 デートDV予防セミナーについて、学校職員	227 再掲	再掲	県内の医師会や歯科医師会を通じて、DV相談カードの常置設置を 依頼した。また、ステッカーについては、病院等からの要望に応じて 随時配布した。(医師会:153,300枚、歯科医師会:127,450枚)	再掲	県内の医師会や歯科医師会を通じて、DV相談 カードの常置設置やDV相談ステッカーの配布を 行う。	380 再掲	男女課
(再掲1-1-②-ア) イ教育機関等に対する意識啓発			対象の研修等で説明を行い周知していく。	0		学校職員対象の研修会等でデートDV予防セミナーについて説明 し、周知を図った。	0	デートDV予防セミナーについて、学校職員対象 の研修等で説明を行い周知していく。	0	男女課
ウ民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対する広報啓発 エ 通報等への適切な対応	ウ	18	民生委員・児童委員及び人権擁護委員に 対してパンフレットの配布等によりDV防止の 広報啓発を行う。	0	0	民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対してパンフレットを送付し、研修会などで配布された。	0	民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対して パンフレットの配布等によりDV防止の広報啓発 を行う。	0	男女課
			DVの通報等があった場合に、必要により警察や児童相談所等と連携して適切に対応するとともに、通報者の氏名等の取扱いに十分注意する。	0		DVの通報等があった場合に、必要により警察や児童相談所等と連携して適切に対応するとともに、通報者の氏名等の取扱いに十分注意して取り組んだ。	0	DVの通報等があった場合に、必要により警察や 児童相談所等と連携して適切に対応するととも に、通報者の氏名等の取扱いに十分注意する。		男女課 女サポ
⑤メディアにおける女性や子どもの人権への配慮 ア情報活用能力(メディア・リテラシー)の 学習機会の充実	P	20	各教科等の指導において、情報活用能力を 育成する。	0		児童生徒の実態や発達段階に応じ、道徳などと関連させながら学校 全体で情報モラル教育に取り組むよう指導した。また、教員の研修 や、各学校が行う生徒、保護者向けの講演会へ講師を派遣するな ど、情報モラルについての学習が充実するように取り組んだ。	0	各教科等の指導において、情報活用能力を育成する。	0	(教)学習指導課

基本目標1 DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進

施策の方向2 DV予防教育の推進

	施				2 9 年度		平成30年度		
項目	策番号	施策の実施予定	当初予算額 (千円)	2月補正後 予算額 (千円)	を 施策の実施結果	決算額 (千円)	施策の実施予定	当初予算 額(千円)	担当体
ア- 1	21	学校人権教育指導資料を作成し、全教員及び教育 委員会等へ配布する。(45,000部)	400	400)学校人権教育指導資料の中で、DVに関する内容は入れることができなかったので、研修会の中でDVに関する内容に触れ、教育推進を図った。	290	ア-1 学校人権教育指導資料を作成し、全教員及び教育委員会等へ配布する(45,000部)。各研修会において、DVに関する内容について教育推進を図る。	360	(教)児童生 徒課
ア- 2	22	学校人権教育研究協議会を開催する。	347	310	学校人権教育研究協議会の中で、DVに関する内容について実施 した。				7 (教)児童生 徒課
ア- 3	23	公立小・中・高校及び特別支援学校において、「いのちを大切にするキャンペーン」、公立高校において、「マナーキャンペーン」を実施し、いじめ・暴力行為・児童虐待等をなくすため、人権意識の啓発に向けた取組を実施する。	0	(キャンペーン」、公立高校において「マナーキャンペーン」を実施した。いじめや暴力行為(児童虐待、ドメスティックバイオレンスを含む)等の人権侵害は許されない行為であるという意識を高めることや、思		ちを大切にするキャンペーン」、公立高校において、 「マナーキャンペーン」を実施し、いじめ・暴力行為・児) (教)児童生 徒課
ア, イ- 1	24	高等学校用道徳教育教材を作成する。	10,458	9,471			道徳教育指導用映像資料を作成する。	21,058	3 (教)学習指 導課
ア, イ- 2	25	道徳教育推進校における研究、公開授業を実施す る。	3,200	3,200)全校種(幼・小・中・高・特支)32校による道徳の授業公開を実施した。道徳教育全体について実践的な研究を行った。	2,809	道徳教育推進校における研究、公開授業を実施する。	3,200) (教)学習指 導課
ア, イ- 3	26	心の教育推進キャンペーン、実践事例集を作成す る。	2,178	ŕ	た。指導資料や啓発ポスターは、県内(千葉市は除く)の全校種の公立学校に配付した。	1,148	心の教育推進キャンペーン、実践事例集を作成する。		5 (教)学習指 導課
ア, イ- 4		訂する。	11,240		画や学習指導要領に則った資料を作成し、、県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の全職員に配付した。) (教)学習指 導課
ア, イ- 5	28	教職員を対象とする情報モラル教育研修会に講師を派遣する。	2,400	1,834	4 情報モラル研修会において、情報モラル教育を充実するため直接 児童生徒の指導にあたる教員等への働きかけを行った。	1,761	教職員を対象とする情報モラル教育研修会に講師を派遣する。	3,000) (教)児童生 徒課
ア	29	ア高等学校を中心に若者のためのDV予防セミナー を開催する。 (大学と合わせて計40セミナー)	1,200	1,200)高等学校を中心に若者のためのDV予防セミナーを開催した。 (大学3校4回、高等専門学校1校1回、高等学校34校35回と合わせ て計40回実施)	1,170	ア高等学校を中心に若者のためのDV予防セミナーを 開催する。 (大学と合わせて計50セミナー)	1,250	男女課
1		布する。	448	402	プートDV相談カードを作成し、県内の高校1年生に配布した。		布する。	499	9 男女課
イ- 2	31	DV防止啓発リーフレットを高校3年生に配布する。	195	276	デートDV啓発リーフレットを作成し、県内の高校3年生に配布した。	275	デートDV啓発リーフレットを高校3年生に配布する。	195	男女課
ウ	32	大学にDV予防セミナーの開催を働きかける。(再 掲) (高等学校と合わせて計40セミナー)	1,200 再掲					1,250 再撂	男女課
エ- 1	33	歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布す	972 再掲				半健診及び就学時健診の際に保護者に配布する。	778 再据	3 男女課
2		男女共同参画地域推進員の活動を通して、家庭に おける暴力防止の啓発を行う。	0		事業を開催した。 ○東上総地域推進員事業「生徒とともに身近な男女共同参画を考える」 白子町立白子中学校 参加者235人 いすみ市立岬中学校 参加者269人 ○南房総地域推進員事業「生徒とともに身近な男女共同参画を考える」 鴨川市立長狭学園 参加者115人 また、男女共同参画センターフェスティバル2017&ネットワーク会議において、DV被害者支援団体と連携してDVに関するパネル展示を実施した。		男女共同参画地域推進員の活動を通して、家庭における暴力防止の啓発を行う。) 男女課 男女セン ター
1		のDV・児童虐待対応研修を実施する。	男女:60 児童:344 (内数)	児童:344	4 修を年2回実施した。 (8/1·8/21、参加者数:202名)				1 児童家庭記
ア- 2	36	市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化及び協議会への移行を支援するために、市町村に専門的人材を派遣するとともに、市町村・関係機関職員支援のための研修等を実施する。			移行を支援するために、市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化 事業でアドバイザーを16名派遣した。 児童虐待対応に関する体系的な研修を毎年定期的に行ってお		市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化及び協議会への移行を支援するために、市町村に専門的人材を派遣するとともに、市町村・関係機関職員支援のための研修等を実施する。		児童家庭語
		・市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業・市町村母子保健担当者研修・市町村等児童虐待相談職員研修・児童虐待防止対策担当管理職研修・児童虐待対応地域リーダー養成研修	645 550 3,757 132 990	550 3,757 132 990	・市町村母子保健担当者研修7・市町村等児童虐待相談職員研修2・児童虐待防止対策担当管理職研修0・児童虐待対応地域リーダー養成研修	408 1074 79	·市町村母子保健担当者研修 ·市町村等児童虐待相談職員研修 ·児童虐待防止対策担当管理職研修	645 550 466 550 306) 5
	目 アー1 アー2 アー3 アーイー アイー アイー アイー アイー アー1 アー2 ウ エー1 エー2 アー1	デーコー デーコー デーコー デーコー デーコー デーコー デーコー デーコー デーコー デーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボー ボー ボー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボーコー ボー ボ	1	1	番	1	1	1	日本

基本目標2 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実

施策の方向3 相談体制の充実

		施			平成	29年度		平成30年度		
施策の内容	項目	策番号	施策の実施予定	当初予算額 (千円)	2月補正後 予算額 (千円)	施策の実施結果	決算額 (千円)	施策の実施予定	当初予算 額(千円)	施策 担当課
①配偶者暴力相談支援センターの機能強化	ア- 1	37	配偶者暴力相談支援センター連絡会議を開催し、DV被害者支援に関する情報提供や意見交換等を行い、機能強化を図る。	280		配暴センター連絡会議を開催し、DV被害者支援に関する情報提供 や助言を行うなど、機能強化を図った。 6/1、8/4、1/30	264	配偶者暴力相談支援センター連絡会議を開催し、DV被害者支援に関する情報提供や意見交換等を行い、機能強化を図る。	280	男女課女サポ
ア 女性サポートセンターの中核的機能の 強化 (6-11-①-イ再掲、6-11-②-ア再掲)	ア- 2	38	DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を行う。	C	0	男女:DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を実施した。 官公庁関係 9回	0	DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を行う。	0	男女課 女サポ
イ情報提供の充実 ウ 多様なケースに応じた相談の対応 (2-4-②-オ再掲)	イ	39	被害者の状況に応じて必要な情報提供ができるよう、各相談員に対し、研修等への積極的な参加を促す。(内閣府主催の研修等)	C	0	内閣府主催の「配偶者からの暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」に県内の配暴センターの相談員等17名が参加した。	0	被害者の状況に応じて必要な情報提供ができる よう、相談員等に対し、研修等への積極的な参加 を促す。(内閣府主催の研修等)	0	男女課
エ 高齢者等への配慮 オ 自立支援講座の実施 (3-5-①-エ再掲、3-5-③-イ再掲) カ 男性のための総合相談の実施	ウ- 1	40	女性弁護士による法律相談(月2回)、女性精神科 医による心とからだの健康相談(月1回)を実施す る。	984	827	弁護士による法律相談(月2回)、精神科医による心とからだの健康相談(月1回)を実施した。 法律相談 40件、心とからだの健康相談 0件	658	女性弁護士による法律相談(月2回)、女性精神科 医による心とからだの健康相談(月1回)を実施す る。	984	男女課女サポ
(再掲1-1-①-オ-1)	ウ- 2	41	外国人に対して、必要に応じて、委託による通訳 で対応するとともに、市町村等と連携して、支援の 充実を図る。	216	216	外国籍のDV被害者の相談に対応するため、通訳委託を実施した。 通訳委託:10件	172	外国人に対して、必要に応じて、委託による通訳 で対応するとともに、市町村等と連携して、支援の 充実を図る。		男女課女サポ
	エ		高齢者や障害のあるDV被害者に対しては、本人の生活環境などに配慮した適切な対応ができるよう関係機関との連携を図る。			高齢者や障害のあるDV被害者に対しては、本人の生活環境などに配慮した適切な対応ができるよう関係機関との連携を図り対応した。		高齢者や障害のあるDV被害者に対しては、本人の生活環境などに配慮した適切な対応ができるよう関係機関との連携を図る。		男女課 女サポ
	才	43	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法 律や就職講座など自立を支援する講座を実施す る。	235	236	DV被害者を対象にした自立支援講座を計5回実施した。(再掲) (年間参加者数延べ 13人) 【内容】子どもへの影響①、法律講座①、子どもへの影響②、法律講座②、就職講座		DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法 律や就職講座など自立を支援する講座を実施す る。	352	男女課男女センター
	力	44	男性のための一般相談及びカウンセリングを実施 する。(再掲)	3,050 再掲		男性のための一般相談(557件)及びカウンセリング(75件)を実施した。		男性のための一般相談及びカウンセリングを実施 する。(再掲)		男女課 男女センタ・
②市町村配偶者暴力相談支援センターの 設置促進【重点】≪5-9-②再掲≫ ア 市町村配偶者暴力相談支援センター設 置に向けた支援(5-9-②-ア再掲)		45	配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対し、情報提供や市町村応援マニュアルによる支援を行いながら、より多くの市町村でセンターが設置されるよう働きかける。		0	地域別市町村DV対策担当課長会議において、市町村基本計画策定編、配暴センター機能整備編及び関係機関との連携を促進するネットワーク編等からなる「市町村応援マニュアル」(概要版)を配布し、働きかけを行った。また、6団体への個別訪問による働きかけを行った。	0	配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対し、情報提供や市町村応援マニュアルによる支援を行いながら、より多くの市町村でセンターが設置されるよう働きかける。30年度訪問市町村5団体	0	男女課
③警察による支援の充実 ア 相談・通報への迅速かつ適切な対応 イ援助の申出に対する適切な対応 ウ 相談しやすい環境の整備	ア	46	相談や110 番通報等によりDV事案を認知した場合は、被害者の一時避難の支援、携帯用緊急通報装置の貸与、防犯指導等を行うほか、加害者の検挙や指導警告を行い、被害者の保護対策の万全を図る。	_	-	110番通報や警察相談等により配偶者暴力事案を認知した場合、被害者等の一時避難への支援や携帯用緊急通報装置の貸与、リーフレットを活用し、保護命令制度や警察がとり得る措置、防犯指導等について、きめ細やかな教示を行うとともに、加害者の検挙又は指導警告を与えるなど、被害防止対策を推進した。	-	相談や110 番通報等によりDV事案を認知した場合は、被害者の一時避難の支援、携帯用緊急通報装置の貸与、防犯指導等を行うほか、加害者の検挙や指導警告を行い、被害者の保護対策の万全を図る。		(警)人身安全 対策課
			・携帯用緊急通報装置の貸与	765(ストーカー 対策として も使用)		・携帯用緊急通報装置の貸与 10, 209件(平成29年)	765(ストー カー対策と しても使 用)	・携帯用緊急通報装置の貸与	584(ストー カー予算含 む)	
				50(ストーカー対策の予算も含めて100を要求しており、DVのみの予算要求はなし。)	対策の予算 も含めて 100を要求	・DV被害者向けのリーフレットの印刷 2000枚(ストーカー含めて4000枚)	33(DV対 策のみの 予算執行 額を記 載)	・DV被害者向けのリーフレットの印刷	42(ストーカー 予算含め で83)	
	イ	47	DV被害者から援助の申出があった場合は、被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行う。	C	0	DV被害者からの援助の申出に対して、適切な措置を講じ、配偶者からの暴力による被害防止を推進した。	0	DV被害者から援助の申出があった場合は、被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行う。		(警)人身安全 対策課
	Ď	48	DV被害の相談に対しては、緊急時における対応の教示、関係機関等の紹介等を適切に行う。また、被害者の心情に配慮して、女性警察職員による相談対応や、相談室の利用等を図り、相談しやすい環境を整備する。 相談業務相互支援ネットワークリーフレット		65	DV被害の相談に対して関係所属と連携の上、緊急時等事案の状況に応じた対応の教示や措置を講ずるとともに、関係機関等の教示を適切に行った。また、相談者の心情に配意し、必ず女性警察職員が相談対応したり、相談室を活用するなど、外部の目に触れない場所を確保して相談者の相談しやすい環境づくりに努めた。	ŕ	DV被害の相談に対しては、緊急時における対応の教示、関係機関等の紹介等を適切に行う。また、被害者の心情に配慮して、女性警察職員による相談対応や、相談室の利用等を図り、相談しやすい環境を整備する。 相談業務相互支援ネットワークリーフレット	65	(警)警務課
④苦情処理体制の充実ア 苦情処理制度の周知、適切な運用	ア	49	「千葉県男女共同参画苦情処理委員制度」の周知を図り、苦情処理を行う。	179	179	各種会議、研修会等で周知した。平成29年度は、苦情の申し出1件 があったが、調査を行わない案件として終結した。	51	「千葉県男女共同参画苦情処理委員制度」の周知を図り、苦情処理を行う。	179	男女課

基本目標2 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実

施策の方向4 安全確保と一時保護体制の充実

		施				艾29年度		平成30年度		
施策の内容	項目	策番号	施策の実施予定	当初予算額 (千円)	2月補正後 予算額 (千円)	施策の実施結果	決算額 (千円)	施策の実施予定	当初予算 額(千円)	施策 担当課
①緊急時における安全の確保 ア緊急時における移送手段、避難場所の 確保	ア- 1	50	地域の実情に合わせた支援体制の強化や市町村で行っている緊急避難支援の活用が図られるよう、市町村に対し働きかけを行う。	0		市町村担当課長会議、県内を4地域に分けた地域別市町村DV対策 担当課長及び担当者会議を開催し、県や各市町村のDV関係施策 の取り組みについて情報提供するとともに、市町村での取り組みに ついて情報交換を行うことにより市町村の取組の促進を図った。	0	地域の実情に合わせた支援体制の強化や市町村で行っている緊急避難支援の活用が図られるよう、市町村に対し働きかけを行う。	0	男女課女サポ
(5-10-②-ア再掲、6-12-①-ア再掲)	ア-2	51	地域別に市町村や警察等関係機関との連携体制の強化を図る。	280	280) 地域別にDV被害者支援連絡会議を6地域で開催し、被害者の安全 確保のための役割分担等の確認を行い、連携体制の強化を図っ た。 10/16、10/17、10/24、11/7、11/10、11/13		地域別に市町村や警察等関係機関との連携体制の強化を図る。	280	男女課 女サポ
②一人ひとりのケースに応じた保護体制 の充実	ア		DV被害者の状況に応じた適切な一時保護を実施する。	18,377		BDV被害者の状況に応じた適切な一時保護を実施した。 (保護件数 105件 うちDV被害85件)		DV被害者の状況に応じた適切な一時保護を実施する。	18,437	男女課 女サポ
ア 多様なケースに応じた一時保護 イ 医学的ケア・心理学的ケアの充実 ウ ケースワーカーによる同行支援の実施	イ		内科小児科、精神科嘱託医による健康相談、看 護師によるケア、心理担当職員によるカウンセリ ングを実施する。	0		り 内科小児科、精神科嘱託医による健康相談、看護師によるケアを実施し、また一人ひとりの状況に応じてきめ細やかな心理学的個人カウンセリングを実施した。		内科小児科、精神科嘱託医による健康相談、看 護師によるケア、心理担当職員によるカウンセリ ングを実施する。		男女課女サポ
エ 一時保護委託先との連携の強化 (6-12-③-イ再掲) オ 外国人への配慮 (再掲2-3-①-ウ-2)	ウ		入所中には、DV被害者一人ひとりの状況に応じて、医療機関や裁判所、ハローワーク等への同行支援を実施する。 DV被害者の様々な状況や安全確保に対応する	0		入所中は、DV被害者一人ひとりの状況に応じて、医療機関や裁判 所への同行支援を実施した。		入所中には、DV被害者一人ひとりの状況に応じて、医療機関や裁判所、ハローワーク等への同行支援を実施する。		男女課 女サポ
(丹指2-3-①-1/-2)	工		ために、社会福祉施設や民間シェルター等と一 時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護 委託を行う。	6,535		DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託が行えるよう、連携強化を図った。		DV被害者の様々な状況や安全確保に対応する ために、社会福祉施設や民間シェルター等と一 時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護 委託を行う。		男女課女サポ
	オ	56	外国人に対して、必要に応じて、委託による通訳 で対応するとともに、市町村等と連携して、支援 の充実を図る。(再掲)	216 再掲		6 外国籍のDV被害者の相談に対応するため、通訳委託を実施した。 過 通訳委託:10件		外国人に対して、必要に応じて、委託による通訳 で対応するとともに、市町村等と連携して、支援 の充実を図る。	再掲	男女課女サポ
③同伴児への支援の充実ア保育・教育体制の充実 (4-8-①-ウ再掲) イ心理的ケアの充実	ア	57	一時保護中の同伴児について、保育士が集団 保育や個別保育を実施したり養育相談に対応す るとともに、教員資格を有する学習指導員が学齢 児の学習指導や学習相談を実施するなど、保 育・教育体制の充実を図る。	0	(り保育士が集団保育や個別保育を実施するとともに、養育相談に対応し、また、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図った。	0	一時保護中の同伴児について、保育士が集団 保育や個別保育を実施したり養育相談に対応す るとともに、教員資格を有する学習指導員が学齢 児の学習指導や学習相談を実施するなど、保 育・教育体制の充実を図る。		男女課女サポ
	イ		保育士や学習指導員と連携しながら、心理担当 職員によるカウンセリングを実施するなど、同伴 児の心理的ケアの充実を図る。	0	()保育士や学習指導員と連携しながら、心理判定員によるカウンセリングを実施するなど、同伴児の心理的ケアの充実を図った。		保育士や学習指導員と連携しながら、心理担当 職員によるカウンセリングを実施するなど、同伴 児の心理的ケアの充実を図る。		男女課女サポ
④警察等による安全確保のための取組 ア 安全確保のための関係機関との連携 イ 保護命令に対する対応強化 ウ 危機管理体制の充実	<i>P</i>		提供するとともに、保護命令の迅速な処理のため に裁判所との情報共有を図る。	0)被害者の安全確保のため、警察に必要な情報提供をするとともに、裁判官、保護命令担当書記官出席の会議で、保護命令の迅速な処理や調停時における被害者への配慮等に関して情報共有を図った。 県主催:家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議1/16 29機関参加 地裁主催:保護命令手続きに関する関係機関との協議会3/16 21機関参加		被害者の安全確保のため警察に必要な情報を提供するとともに、保護命令の迅速な処理のために裁判所との情報共有を図る。		男女課
	イー 1	60	保護命令を申し立てた被害者に危害を防止する ための留意事項等を教示するほか、加害者への 命令遵守の指導、違反行為時の速やかな検挙 に努める。	0	(市町村及び関係機関と連携し、被害者等の避難措置を講じるともに、避難先を管轄する警察署(又は県警本部)に確実に引き継ぎ、継続的に保護対策を推進した。また、保護命令発令時には、被害者への防犯指導及び加害者に対して命令遵守の指導を実施し、保護命令違反行為等を認知した場合は積極的に検挙した。		保護命令を申し立てた被害者に危害を防止する ための留意事項等を教示するほか、加害者への 命令遵守の指導、違反行為時の速やかな検挙 に努める。		(警)人身安 全対策課
	イ- 2		配暴センターにおいて、被害者に安全確保や保護命令について情報提供をしたり、被害者の意思を確認した上で、支援に関わる関係機関等に保護命令が発令された旨を伝えるなど、被害者の安全確保に配慮する。	0	() 配暴センターにおいて、被害者に対して安全確保や保護命令について情報提供を行い、被害者の意思を確認した上で、警察に対して必要な情報提供を行うなど、被害者の安全確保に配慮した。		配暴センターにおいて、被害者に安全確保や保護命令について情報提供をしたり、被害者の意思を確認した上で、支援に関わる関係機関等に保護命令が発令された旨を伝えるなど、被害者の安全確保に配慮する。		男女課
	ウ	62	女性サポートセンターにおいて、危機管理体制 を強化するため、危機管理マニュアルに基づき、 日常的な対応を含め、防災及び不審者侵入を想 定した訓練を実施する。	0	() 危機管理体制を強化するため、危機管理マニュアルに基づき、日常的な対応を含め、防災及び感染症対策訓練を実施した。		女性サポートセンターにおいて、危機管理体制 を強化するため、危機管理マニュアルに基づき、 日常的な対応を含め、防災及び不審者侵入を想 定した訓練を実施する。		男女課 女サポ

基本目標3 被害者の自立に向けた支援

施策の方向5 生活の安定に向けた支援の推進

		施			平成	29年度		平成30年度		
施策の内容	項目	策番号	施策の実施予定	当初予算額 (千円)	2月補正後 予算額 (千円)	施策の実施結果	決算額 (千円)	施策の実施予定	当初予算 額(千円)	施策 担当課
①被害者の自立に向けた総合的な支援 の充実【重点】 ア 自立につなげる支援 イ 司法手続きに関する支援	P	63	DV被害者本人の意思に添いながら、市町村等 関係機関と連携し、自立支援を行う。	0		相談及び一時保護事業において、DV被害者の生活再建に向け、 本人の意思や状況に応じた情報を提供し、市町村や関係機関に繋 げていった。また、必要に応じて被害者に対し、保護命令や離婚調 停などの法的支援についての情報提供を行った。	0	DV被害者本人の意思に添いながら、市町村等 関係機関と連携し、自立支援を行う。	0	男女課女サポ
ウ 生活再建支援事業等の充実 (3-6-①-イ再掲) エ 自立支援講座の充実	イ	64	必要に応じてDV被害者に対し、保護命令や離婚調停などの法的支援についての情報提供を行う。	0	C	被害者の意向に基づき、必要に応じて保護命令や離婚調停などの法的支援についての情報提供を行った。	0	必要に応じてDV被害者に対し、保護命令や離婚調停などの法的支援についての情報提供を行う。	Ť	男女課 女サポ
(再掲2-3-①-オ、3-5-③-イ再掲)		65	支援する生活再建支援事業について、被害者の ニーズを把握しながら実施していく。	1126		DV被害者生活再建支援事業を実施した。 コーディネート業務3件 同行支援3回 DV被害者生活再建支援サポーター研修を実施した。 平成29年10月25日(水)、27名参加	831	一時保護所入所中及び退所後のDV被害者を 支援する生活再建支援事業について、被害者の ニーズを把握しながら実施していく。		男女課
			DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法律や就職講座など自立を支援する講座を実施する。また、DV被害者のニーズ等を把握しながら内容の充実を検討する。(再掲)	235 再掲	再掲	DV被害者を対象にした自立支援講座を計5回実施した。(再掲) (年間参加者数延べ 13人) 【内容】子どもへの影響①、法律講座①、子どもへの影響②、法律 講座②、就職講座	再掲	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法 律や就職講座など自立を支援する講座を実施す る。また、DV被害者のニーズ等を把握しながら 内容の充実を検討する。(再掲)	再掲	男女課 男女セン ター
②地域でのサポート体制の整備 ≪5-10-③再掲≫ ア 地域でのサポート体制の整備	ア	67	市町村に対し、窓口の一元化や庁内ネットワーク会議の設置などを働きかけ、地域におけるサポート体制の強化を促進する。	0	C	市町村を対象とした会議等で関係機関が連携した被害者支援の重要性について説明した。なお、ネットワークの構築を働きかけるための市町村応援マニュアルを改訂して配布した。	0	市町村に対し、窓口の一元化や庁内ネットワーク会議の設置などを働きかけ、地域におけるサポート体制の強化を促進する。	0	男女課
(5-10-③-ア再掲) イ地域におけるネットワーク会議との連携 (4-7-②-ア再掲、5-10-③-イ再掲)	イ	68	DV被害者支援が円滑に進むよう、既存のネット ワーク会議などに参加し、情報提供を行う。	0	C	市町村の要保護児童及びDV対策協議会など既存のネットワーク会議に参加するとともに、地域別DV被害者支援連絡会議(6地域で開催)や地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議(4地域で開催)等において情報提供を行った。	0	DV被害者支援が円滑に進むよう、既存のネットワーク会議などに参加し、情報提供を行うとともに、地域別DV被害者支援連絡会議(6地域で開催)や地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議(4地域で開催)等において情報提供を行っ		男女課 女サポ
③精神的なケアの充実 ア カウンセリングの充実 イ 自立支援講座の実施	ア	69	女性サポートセンター退所後も、DV被害者が継続してカウンセリングを受けやすいよう、情報提供を行う。	0	C	一時保護所を退所した後もDV被害者が継続してカウンセリングを受けやすいよう情報提供を行った。		か 女性サポートセンター退所後も、DV被害者が継続してカウンセリングを受けやすいよう、情報提供を行う。	÷	男女課女サポ
(再掲2-3-①-オ、再掲3-5-①-エ)	イ	70	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法 律や就職講座など自立を支援する講座を実施す る。(再掲)	235 再掲	236 再掲	DV被害者を対象にした自立支援講座を計5回実施した。(再掲) (年間参加者数延べ 13人) 【内容】子どもへの影響①、法律講座①、子どもへの影響②、法律 講座②、就職講座		DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法 律や就職講座など自立を支援する講座を実施す る。(再掲)		男女課 男女セン ター
④DV被害者が必要とする各種制度の周知と活用への支援【重点】ア福祉制度等の活用イ住民基本台帳の閲覧制限	ア	71	被害者に対し、生活保護や児童扶養手当などの 福祉制度についての情報提供を行うとともに、各 種手続きがスムーズに行われるよう、市町村に働 きかけを行う。	0		配暴センターの相談及び一時保護事業において、被害者の意向に 基づき、必要に応じて生活保護や児童扶養手当などの福祉制度に ついての情報提供を行うとともに、各種手続きがスムーズに行われる よう市町村に働きかけを行い、連携して支援にあたった。	0	被害者に対し、生活保護や児童扶養手当などの福祉制度についての情報提供を行うとともに、各種手続きがスムーズに行われるよう、市町村に働きかけを行う。		男女課 女サポ
ウ 健康保険の加入 エ 生活困窮者自立支援制度の活用 (3-6-②-ウ再掲)	イ	72	DV被害者からの申し出に基づき、住民票等の 交付・閲覧制限が確実に行われるように、会議等 で市町村へ周知徹底を図る。	0	C	DV被害者からの申し出に基づき、住民票等の交付・閲覧制限が確実に行われるように、会議等で市町村へ周知するとともに、文書により個人情報の保護が確実に行われるよう徹底を図った。	0	DV被害者からの申し出に基づき、住民票等の 交付・閲覧制限が確実に行われるように、会議等 で市町村へ周知徹底を図る。	0	男女課
オ 生活福祉資金貸付制度の活用 カ DV被害者が利用可能な各種制度等 の総合的な情報提供	ウ		DV被害者が加害者との生計維持関係がなくなった場合の保険の手続きを速やかにできるよう、制度等の情報提供について、市町村へ周知徹底を図る。	0	C	DV被害者が加害者との生計維持関係がなくなった場合の保険の手続きを速やかにできるよう、制度等の情報提供について、会議等において市町村へ周知徹底を図った。		DV被害者が加害者との生計維持関係がなく なった場合の保険の手続きを速やかにできるよ う、制度等の情報提供について、市町村へ周知 徹底を図る。		男女課
	H		市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図ることができるよう、制度の一層の周知を図る。 生活困窮者自立相談支援事業	42,978		市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図ることができるよう、制度の一層の周知を図る。 ・新規相談件数 227件・プラン作成件数 83件		市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図ることができるよう、制度の一層の周知を図る。 生活困窮者自立相談支援事業		健康福祉指 導課
	才	75	千葉県社会福祉協議会において、DV被害者を含む低所得世帯等に対し、転宅費や緊急小口資金などの資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図ることができるよう、市及び町村部の生活困窮者の相談窓口と市町村社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の相談窓口の連携を強化する。 ・生活福祉資金貸付事業推進費補助金	62,351	62,351	千葉県社会福祉協議会において、DV被害者を含む低所得世帯等に対し、転宅費や緊急小口資金などの資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図ることができるよう、市及び町村部の生活困窮者の相談窓口と市町村社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の相談窓口の連携を強化する。 ・貸付決定件数 2,049件 ・貸付金額 995,168千円	62,351	千葉県社会福祉協議会において、DV被害者を含む低所得世帯等に対し、転宅費や緊急小口資金などの資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図ることができるよう、市及び町村部の生活困窮者の相談窓口と市町村社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の相談窓口の連携を強化する。 ・生活福祉資金貸付事業補助金		健康福祉指導課

カ 76 DV被害者が利用可能な各種制度等について、 収集する。 0 DV被害者 した「DV被害者 した「DVを 当事者(被 た。	6が利用可能な各種制度等に係る相談窓口の情報を掲載 0 市町村会議等で、ハンドブックの活用について働 0 男女課 要害者のための支援機関ハンドブック」(相談機関用及び さかけるとともに、掲載情報を毎年度更新したも のを作成・配布する。
-------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基本目標3 被害者の自立に向けた支援

施策の方向6 生活基盤を整えるための支援の推進

		施			平成	.29年度		平成30年度		
施策の方向	月日	策番号	施策の実施予定	当初予算額 (千円)	2月補正後 予算額 (千円)	施策の実施結果	決算額 (千円)	施策の実施予定	当初予算額(千円)	施策 担当課
①住宅の確保 ア 住宅の確保 イ 生活再建支援事業等の充実 (再掲3-5-①-ウ)	ア	77, 78	単身のDV被害者を含め、抽選の際、当選確率 を引き上げる措置を実施する。 また、各市町村の実情に応じて、優先入居の取 扱いを促進するよう働きかける。	0		単身のDV被害者を含め、抽選の際、当選確率を引き上げる優遇措置を実施した。 平成29年度の応募結果 応募2件(4月1件、7月1件、10月0件、1月0件) 入居0件 また、各市町村に対し、公営住宅における優先入居等の取扱いについて周知を行った。	0	単身のDV被害者を含め、抽選の際、当選確率 を引き上げる措置を実施する。各市町村に対し、 公営住宅の優先入居等の取り扱いについて適宜 情報提供を行う。		住宅課
	7	79	一時保護所入所中及び退所後のDV被害者を 支援する生活再建支援事業について、被害者の ニーズを把握しながら実施していく。(再掲)	1,126) 再掲	1,035 再掲	DV被害者生活再建支援事業を実施した。 コーディネート業務3件 同行支援3回 DV被害者生活再建支援サポーター研修を実施した。 平成29年10月25日(水)、27名参加		一時保護所入所中及び退所後のDV被害者を 対支援する生活再建支援事業について、被害者の ニーズを把握しながら実施していく。(再掲)		男女課
②就労の支援 ア 就労の支援体制の充実 イ 職業訓練及び各種セミナーの実施	ア	80	被害者に対し、関係機関との連携によりハロー ワークを有効に活用できるよう情報提供を行う。	0	0	相談事業において、被害者に対し、関係機関との連携によりハロー ワークやマザーズハローワークを有効に活用できるよう情報提供を 行った。	0	被害者に対し、関係機関との連携によりハロー ワークを有効に活用できるよう情報提供を行う。		男女課女サポ
ウ 生活困窮者自立支援制度の活用 (再掲3-5-④-エ)	イ - 1	81	母子家庭等就業・自立支援センター事業 DV被害者を含めた母子家庭の母等に対し、就 業相談の実施、就業支援講習会の実施、就労情 報提供等一貫した就業支援サービスを提供す る。 (就業支援講習会) パソコン講習会 2コース 定員18名(予定) 介護職員初任者講習会 2コース 定員27名 (予定) (就業相談・就労情報提供)常時	13,438	13,438	DV被害者を含めた母子家庭の母に対し、就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報提供等一貫した就業支援サービスを提供。 パソコン講座(オフィス入門コース)11名 パソコン講座(オフィス入門+MOS受験対策コース)20名 介護職員初任者研修 14名 (就業相談・就労情報提供)常時	9,464	母子家庭等就業・自立支援センター事業 DV被害者を含めた母子家庭の母等に対し、就 業相談の実施、就業支援講習会の実施、就労情 報提供等一貫した就業支援サービスを提供す る。 (就業支援講習会) パソコン講習会 2コース 定員18名(予定) 介護職員初任者講習会 2コース 定員27名 (予定) (就業相談・就労情報提供)常時		児童家庭課
	イ- 2	82	内職求人事業所から依頼を受け、内職求人情報を県ホームページに掲載し、求職者に情報を提供する。また、インターネットを利用出来ない求職者に対しては、電話で求人情報を紹介する。		0	内職求人事業所から依頼を受け、内職求人情報を県ホームページ に掲載し、求職者に情報を提供した。 また、電話による問い合わせに対し、随時同様の求人情報を紹介した。 ・新規内職求人提供件数 14件 ・電話による問い合わせ件数 401件	0	内職求人事業所から依頼を受け、内職求人情報を県ホームページに掲載し、求職者に情報を提供する。また、インターネットを利用出来ない求職者に対しては、電話で求人情報を紹介する。	÷	雇用労働課
	イー 3		千葉県ジョブサポートセンターにおいて、子育て中の女性や中高年齢者を対象に生活就労相談を実施するとともに、再就職に向けたセミナー等を市町村等と連携して開催する。また、正社員での再就職を希望する女性に対し、個人の能力やニーズに応じた再就職支援プログラムを実施する。			主に子育で中の女性や中高年齢者を対象とし、就労相談や再就職 支援セミナー、企業と求職者の交流会等を行ったほか、県内各地で も市町村と共催の出張セミナーなど各種の就労支援を行った。 また、正社員での再就職を希望する女性に対し、個人のニーズや能 力に応じた再就職支援プログラム等を行った。		日本集県ジョブサポートセンターにおいて、主に子育て中の女性や中高年齢者を対象に生活就労相談を実施するとともに、再就職に向けたセミナー等を市町村等と連携して開催する。また、特に正社員での再就職を希望する女性求職者に対して、個人のニーズや能力に応じた再就職支援プログラム等を実施する。		雇用労働課
	ウ	84	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を支援する。 生活困窮者自立相談支援事業(再掲)	42,978 再掲	42,978 再掲	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図ることができるよう、制度の一層の周知を図る。(再掲) ・新規相談件数 227件 ・プラン作成件数 83件	42,800 再掲	ウ 市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を支援する。 生活困窮者自立相談支援事業(再掲)	42978 再掲	健康福祉指 導課

基本目標4 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

施策の方向7 虐待の早期発見と安全確保

		施				2 9 年度		平成30年度		
施策の内容	項目	策番号	施策の実施予定	当初予算額 (千円)	2月補正後 予算額 (千円)	施策の実施結果	決算額 (千円)	施策の実施予定	当初予算 額(千円)	施策 担当課
①DV相談と児童虐待相談の連携【重点】 ア 県や市町村等の相談機関の連携 イ DV・児童虐待職務関係者研修の充実 (再掲1-2-④-ア-2、アストリ)	ア- 1	85	DV防止、児童虐待防止担当部署における実務 者会議を開催し、広報啓発や同伴児童への対応 等について連携、情報共有を図る。	0		実務者会議で、児童や保護者と接することの多い児童相談所職員と DV対策職員が議論したことにより、DV防止セミナーで子育て世代等 が参加しやすい会場や講師の選定などを行うことができ、DV防止の 広報啓発等をより効果的に実施できた。 6/20、8/22、10/17		DV防止、児童虐待防止担当部署における実務 者会議を開催し、広報啓発や同伴児童への対応 等について連携、情報共有を図る。	0	男女課 児童家庭記
6-11-①-ア-1,ア-4再掲) ウ 子育て家庭への暴力防止の啓発の推 進 (再掲1-1-①-ウ、	ア- 2		児童虐待について、関係機関の連携を強化し、 児童虐待防止等を総合的に推進するため千葉県 要保護児童対策協議会を開催する。	98		児童虐待について、関係機関の連携を強化し、児童虐待防止等を総合的に推進するため千葉県要保護児童対策協議会を開催した。 8/29 36機関・団体参加		児童虐待について、関係機関の連携を強化し、 児童虐待防止等を総合的に推進するため千葉県 要保護児童対策協議会を開催する。		児童家庭
再掲1-2-③-エ-1)	イ- 1	87	DV・児童虐待職務関係者研修を新任者対象(基本・応用)と経験者対象にて実施する。	男女:294 児童:3757 (内数)		市町村、県及び関係機関職員を対象としたDV・児童虐待職務関係 者研修を実施した。 新任職員研修(I部) 5/8・5/15 253名参加 新任職員研修(II部) 6/19・7/3 223名参加 担当職員研修(経験者) 9/22・9/25 218名参加		DV・児童虐待職務関係者研修を新任者対象(基本・応用)と経験者対象にて実施する。	男女:294 児童:466	
	イ- 2	88	DVによる子どもへの影響に関する研修を実施する。	33	30	市町村、県及び関係機関職員を対象としたDVによる子どもへの影響 に関する研修を実施した。 2/2 114名参加	30	DVによる子どもへの影響に関する研修を実施する。	121	男女課
	イー 3	89	学校職員等を対象に、小学校向けと中学・高校向けのDV・児童虐待対応研修を実施する。(再掲)	男女:60 児童:344 (内数) 再掲		男女共同参加課と連携し、学校職員等に対してDV・子ども虐待対応 研修を年2回実施した。 (8/1・8/21、参加者数:202名)		学校職員等を対象に、小学校向けと中学・高校向けのDV・児童虐待対応研修を実施する。	男女:60 児童:344 (内数) 再掲	男女課 児童家庭
	イ-4	90	市町村・関係機関職員支援のための研修等を実 施する。(再掲)			児童虐待対応に関する体系的な研修を毎年定期的に行っており、市 町村職員や関係機関に対して、児童虐待に関する知識や対応につ いて周知し、連携強化を図った。		市町村・関係機関職員支援のための研修等を実施する。		児童家庭
			•市町村等児童虐待相談職員研修(再掲)	3757 再掲	3757 再掲		1074 再掲		466 再掲	
			•関係機関研修(再掲)	344 再掲	344 再掲	• 関係機関研修(再掲)	96 再掲		344 再掲	
	ウ	91	家庭における暴力防止啓発パンフレットを作成 し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に 配布する。(再掲)	972 再掲		パンフレットを学校や市町村を通じて保護者に配布することにより、家庭での暴力防止の働きかけを行うとともに、保護者のDV被害の早期発見及び相談につなげられるようにした。	再掲	家庭における暴力防止啓発パンフレットを作成 し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に 配布する。	778 再掲	男女課
②地域における継続的な見守りの取組 マ地域におけるネットワーク会議との連携 (再掲3-5-②-イ、5-10-③-イ再掲) (警察等との連携による安全確保 ラ学校職員等への研修の充実 (再掲1-2-④-ア-1、	P	92	DV被害者支援が円滑に進むよう、既存のネット ワーク会議などに参加し、情報提供を行う。(再掲)	0		市町村の要保護児童及びDV対策協議会など既存のネットワーク会議などに参加するとともに、地域別DV被害者支援連絡会議(6地域で開催)や地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議(4地域で開催)において、また各市町村のネットワーク会議などに参加し、情報提供を行った。(再掲)		DV被害者支援が円滑に進むよう、既存のネットワーク会議などに参加し、情報提供を行うとともに、地域別DV被害者支援連絡会議(6地域で開催)や地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議(4地域で開催)等において情報提供を行う。(再掲)	0	男女課女サポ
再掲4-7-①-イ-3,イ-4)	イ	93	学校・保育所・社会福祉施設等において、児童の 安全確保を徹底するため、警察等と連携を図り、 体制の整備を促進するよう市町村に働きかける。	0	0	学校・保育所・社会福祉施設等において、児童の安全確保を徹底するため、警察等と連携を図り、体制の整備を促進するよう市町村に働きかけた。		学校・保育所・社会福祉施設等において、児童の 安全確保を徹底するため、警察等と連携を図り、 体制の整備を促進するよう市町村に働きかけた。		男女課児童家児
	ウ- 1	94	学校職員等を対象に、小学校向けと中学・高校向けのDV・児童虐待対応研修を実施する。(再掲)	男女:60 児童:344 (内数) 再掲		児童家庭課と連携し、学校職員等に対してDV・子ども虐待対応研修を年2回実施した。 (8/1·8/21、参加者数:202名)		学校職員等を対象に、小学校向けと中学・高校向けのDV・児童虐待対応研修を実施する。(再掲)	児童:344 (内数) 再掲	児童家原
	ウ- 2	95	市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化 及び協議会への移行を支援するために、市町村 に専門的人材を派遣するとともに、市町村・関係 機関職員支援のための研修等を実施する。(再 掲)			市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化及び協議会への移行を支援するために、市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業でアドバイザーを16名派遣した。 児童虐待対応に関する体系的な研修を毎年定期的に行っており、市町村職員や関係機関に対して、児童虐待に関する知識や対応について周知し、連携強化を図った。(再掲)		市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化 及び協議会への移行を支援するために、市町村 に専門的人材を派遣するとともに、市町村・関係 機関職員支援のための研修等を実施する。(再 掲)		児童家庭
			・市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業(再掲)	645 再掲	再揭	・市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業(再掲)	441 再掲	・市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業(再掲)	645 再掲	
			市町村母子保健担当者研修(再掲)市町村等児童虐待相談職員研修(再掲)	550 再掲 3757	550 再掲 3757	市町村母子保健担当者研修(再掲)市町村等児童虐待相談職員研修(再掲)	408 再掲 1074	市町村母子保健担当者研修(再掲)市町村等児童虐待相談職員研修(再掲)	550 再掲 466	
			・児童虐待防止対策担当管理職研修(再掲)	再掲 132 再掲	再掲 132 再掲	•児童虐待防止対策担当管理職研修(再揭)	再掲 79 再掲	•児童虐待防止対策担当管理職研修(再掲)	再掲 132 再掲	
			・児童虐待対応地域リーダー養成研修(再掲)	990 再掲	円均 990 再掲	・児童虐待対応地域リーダー養成研修(再掲)	円掲 129 再掲	・児童虐待対応地域リーダー養成研修(再掲)	円均 306 再掲	
			•関係機関研修(再掲)	344 再掲	344 再掲		96 再掲	•関係機関研修(再掲)	344 再掲	

基本目標4 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

施策の方向8 子どもに対するケア体制の充実

		施				29年度		平成30年度		
施策の内容	項目	施策番号	施策の実施予定	当初予算額 (千円)	2月補正後 予算額 (千円)	施策の実施結果	決算額 (千円)	施策の実施予定	当初予算額(千円)	施策 担当課
①子どもの就学等への支援	ア- 1	96	県立高等学校に対し、被害生徒を弾力的に受け 入れるよう働きかける。	0	0	高等学校から担当課への生徒に関する相談状況等について、課内で共通理解を図った上で、対応することとした。	0	県立高等学校に対し、被害生徒を弾力的に受け 入れるよう働きかける。		(教)児童生 徒課·学習指 導課
ア 転校手続きの弾力化及び学習支援 イ 保育所への優先入所 ウ 保育・教育体制の充実 (再掲2-4-③-ア)	ア- 2	97	学校と児童相談所、児童自立支援施設の人事 交流を実施する。	0		児童相談所に9名、生実学校(児童自立支援施設)に2名、合計11 名の人事交流を行った。小学校、中学校の教諭から派遣しており、これまでの経験を生かし、児童生徒の支援にあたることができた。	O	学校と児童相談所、児童自立支援施設の人事 交流を実施する。	0	(教)教育総 務課
	ア- 3	98	児童相談所の一時保護所に入所した児童に対 しては、児童指導員による学習支援を行う。	0	0	児童相談所の一時保護所に入所した児童に対しては、児童指導員 による学習支援を行った。		児童相談所の一時保護所に入所した児童に対 しては、児童指導員による学習支援を行う。	0	児童家庭課
	ア- 4	99	ひとり親家庭の子どもの生活向上を図るため、ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援事業を実施する。	44,885		市町村に対しひとり親家庭の子どもの生活向上を図るため、ひとり親家庭の子どもに対し学習支援事業を実施するよう働きかけた(心理カウンセラーの設置、個別指導の実施)。		ひとり親家庭の子どもの生活向上を図るため、ひ とり親家庭の子どもに対し、学習支援事業を実施 する。		児童家庭課
	イ	100	DV被害者の同伴児童の保育所への優先入所 が入所基準等に定められていない市町村に対 し、働きかけを行う。	0		市町村に対し、DV被害者の同伴する児童の保育所への優先入所について、働きかけを行った。当該児童の保育所への優先入所を基準で定めている自治体の数は11、特に優先度の高い事案として取り扱っている自治体の数は10となった。	0	DV被害者の同伴児童の保育所への優先入所 が入所基準等に定められていない市町村に対 し、働きかけを行う。	0	子育て支援 課
	Ď	101	一時保護中の同伴児童について、保育士が集団保育や個別保育を実施したり養育相談に対応するとともに、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図る。(再掲)	0		保育士が集団保育や個別保育を実施するとともに、養育相談に対応 し、また、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学 習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図った。(再掲)	O	一時保護中の同伴児童について、保育士が集団保育や個別保育を実施したり養育相談に対応するとともに、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図る。(再掲)	0	男女課 女サポ
②子どもの精神的なケア ア 子どもの精神的なケアの充実 イ 民間児童福祉施設入所児童への訪問	ア-1	102	女性サポートセンター入所者の同伴児童に対して、保育士や学習指導員と連携しながら、心理 担当職員によるカウンセリングを実施するなど、 心理的ケアの充実を図る。	0		一時保護所入所者の同伴児童に対して、保育士や学習指導員と連携しながら、心理判定員によるカウンセリングを実施するなど、心理的ケアの充実を図った。	0	女性サポートセンター入所者の同伴児童に対して、保育士や学習指導員と連携しながら、心理 担当職員によるカウンセリングを実施するなど、 心理的ケアの充実を図る。		男女課女サポ
カウンセリング	ア- 2		女性サポートセンター退所後も支援が円滑に受けられるよう、被害者本人の了承を得たうえで、 市町村を通じて児童相談所等への情報提供を	0		一時保護所退所後も支援が円滑に受けられるよう、被害者本人の了 承を得たうえで、市町村を通じて退所地域を管轄する児童相談所等 の関係機関への情報提供を行った。		女性サポートセンター退所後も支援が円滑に受けられるよう、被害者本人の了承を得たうえで、 市町村を通じて児童相談所等への情報提供を		男女課 女サポ
	ア- 3	104	市町村母子保健担当者研修会を実施する。 (母子保健事業全体の予算額)	5,628	5,628	市町村母子保健担当者等に対し、研修会等を実施した。		市町村母子保健担当者研修会を実施する。 (母子保健事業全体の予算額)	4,628	児童家庭課
	ア- 4		被虐待児や虐待を行った保護者への心理的ケアの充実を図るため、児童相談所において親子に対するグループ指導及び保健師による育児指導を実施する。 ・被虐待児童等へのグループ指導事業	7,767		主に一時保護中の被虐待児童等に対しグループ指導が実施され、 児童の情緒の安定及び心身の健全な発達が促進された。必要に応 じて保護者へ指導の状況が伝えられ、保護者の児童への理解に役 立てられた。	4,830	被虐待児や虐待を行った保護者への心理的ケアの充実を図るため、児童相談所において親子に対するグループ指導及び保健師による育児指導を実施する。 ・被虐待児童等へのグループ指導事業		児童家庭課
	ア-5	106	児童相談所で児童虐待を行う保護者へのカウン セリング指導を実施するため、精神科医を配置 する。 ・保護者カウンセリング強化事業	7,467		虐待を行う保護者に対し、必要に応じて児童相談所にて精神科医等によるカウンセリングや指導を行い、虐待状況や家族関係の改善等を図った。	5,675	児童相談所で児童虐待を行う保護者へのカウン セリング指導を実施するため、精神科医を配置 する。 ・保護者カウンセリング強化事業	7,496	児童家庭課
	イ	107	被虐待児への心理的ケアの充実を図るため、心 理療法担当職員の配置がない民間児童養護施 設に心理療法担当職員を派遣する。 ・被虐待児等訪問心理療法等事業	3,607	3,607	民間児童養護施設において、被虐待児童に対して必要な心理的ケアを行うことができた。	2,160	被虐待児への心理的ケアの充実を図るため、心 理療法担当職員の配置がない民間児童養護施 設に心理療法担当職員を派遣する。 ・被虐待児等訪問心理療法等事業	3,607	児童家庭課

基本目標5 市町村におけるDV対策の推進

施策の方向9 市町村における支援体制の強化促進

		施			平成	t 2 9 年度		平成30年度		
施策の内容	項 目	策番号	施策の実施予定	当初予算額 (千円)	2月補正後 予算額 (千円)	施策の実施結果	決算額 (千円)	施策の実施予定	当初予算 額(千円)	施策 担当課
①DV防止法に基づく市町村基本計画の 策定促進【重点】 ア 市町村基本計画の策定促進	P		基本計画を策定しようとする市町村に、アドバイザーを派遣し、計画策定に向けた取組を支援するとともに、情報提供や研修、市町村応援マニュアルによる支援を行い策定を促進する。 ・計画策定支援のためのアドバイザー派遣事業	210	210	3団体に対し基本計画の改定も含めてアドバイザー派遣を行った。 市町村基本計画策定編、配暴センター機能整備編及び関係機関と の連携を促進するネットワーク編等からなる「市町村応援マニュアル」 を改訂・配布した。また、6団体への個別訪問による働きかけを行っ た。 基本計画策定状況 平成28年度末:35団体⇒平成29年度末:37団 体		基本計画を策定しようとする市町村に、アドバイザーを派遣し、計画策定に向けた取組を支援するとともに、情報提供や研修、市町村応援マニュアルによる支援、個別訪問を行い策定を促進する。 ・計画策定支援のためのアドバイザー派遣事業		男女課
②市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進【重点】《再掲2-3-②》 ア市町村配偶者暴力相談支援センター設置に向けた支援(再掲2-3-②-ア)	ア		配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対し、情報提供や市町村応援マニュアルによる支援を行い、より多くの市町村でセンターが設置されるよう働きかける。(再掲)	0	0	地域別市町村DV対策担当課長会議において、市町村基本計画策定編、配暴センター機能整備編及び関係機関との連携を促進するネットワーク編等からなる「市町村応援マニュアル」(概要版)を配布し、働きかけを行った。また、6団体への個別訪問による働きかけを行った。(再掲)		配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村 に対し、情報提供や市町村応援マニュアルによ る支援を行いながら、より多くの市町村でセン ターが設置されるよう働きかける。 30年度訪問予定市町村 5団体(再掲)	0	男女課
③DV被害者の秘密保護の徹底 ア DV被害者等の秘密保護の徹底	ア		研修会や各種会議等において、DV被害者等の 個人情報保護の徹底を周知する。	0	0	研修や各種会議において、DV被害者等の個人情報保護の徹底を 周知した。		研修会や各種会議等において、DV被害者等の 個人情報保護の徹底を周知する。	0	男女課

基本目標5 市町村におけるDV対策の推進

施策の方向10 地域における支援体制の整備促進

		施策			平成	29年度		平成30年度		
施策の内容	項目	策番号	他束の美他ヤ足	当初予算額 (千円)	2月補正後 予算額 (千円)	施策の実施結果	決算額 (千円)	施策の実施予定	当初予算 額(千円)	施策 担当課
①切れ目のない支援体制に向けた市町村との連携強化 ア各種会議の実施イ市町村における支援体制の整備ウ市町村間の連携体制の構築		111 112	地域別市町村会議などを開催し、先進的な取組の紹介や、地域の実情に合わせた検討を行い、市町村との連携の強化を図る。 DV被害者生活再建支援サポーターに向けた研修会を実施し、地域における継続的な自立支援	0		市町村担当課長会議、県内を4地域に分けた地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議を開催し、被害者支援に向けた情報交換や意見交換を行うなど、市町村との連携強化を図った。 DV被害者生活再建支援サポーター研修を実施した。 平成29年10月25日(水)、27名参加	0	地域別市町村会議などを開催し、先進的な取組の紹介や、地域の実情に合わせた検討を行い、市町村との連携の強化を図る。 DV被害者生活再建支援サポーターに向けた研修会を実施し、地域における継続的な自立支援		男女課男女課
エ 犯罪被害者等の総合的対応窓口の効果的活用			形式を実施し、地域における極続的な自立文法を実施するための体制の整備に向けた働きかけを行う。			平成29年10月25日(水)、27名参加 「市町村応援マニュアル」を改訂配布し、地域における継続的な生活再建支援を実施するために重要となる、市町村DV基本計画の策定や配暴センター機能整備、関係機関等とのネットワークの構築を市町村に働きかけた。		形会を実施し、地域における継続的な自立文後を実施するための体制の整備に向けた働きかけを行う。 「市町村応援マニュアル」により、地域における継続的な生活再建支援を実施するために重要となる、市町村DV基本計画の策定や配暴センター機能整備、関係機関等とのネットワークの構築を市町村に働きかける。		
	ウ	113	市町村間における情報共有や支援方法の検討などを実施できる連携体制の構築に努める。	0	0	地域別市町村DV対策担当課長会議等を開催し、情報共有や意見 交換を行った。また、市町村同士で連携体制を構築していけるよう地域における会議の開催を呼びかけた。その結果、習志野、海匝健康福祉センターにおいて、管内市町等関係機関の会議が開催され、情報交換等が行われた。	0	市町村間における情報共有や支援方法の検討などを実施できる連携体制の構築に努める。	0	男女課
	エ	114	相談関係機関の連絡会議を行い、情報共有をすることで窓口の効果的活用を促す。 ・被害者等支援活動の促進事業	350		犯罪被害者等相談関係機関連絡会議を開催し、犯罪被害者による 講演、支援関係者からの助言等を通して、被害者等支援に対する意 識・情報の共有を図った。(7/14実施)		相談関係機関の連絡会議を行い、情報共有や 意見交換等をすることで総合的対応窓口の効果 的活用を促す。	379	くらし安全推 進課
②緊急時における安全の確保 ア 緊急時における移送手段、避難場所の 確保(再掲2-4-①-ア、6-12-①-ア再掲)	ア-1	115	地域の実情に合わせた支援体制の強化や市町村で行っている緊急避難支援の活用が図られるよう、市町村に対し働きかけを行う。(再掲)	0	0	市町村担当課長会議、県内を4地域に分けた地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議を開催し、県や各市町村のDV関係施策の取り組みについて情報提供するとともに、市町村での取り組みについて情報交換を行うことにより市町村の取組の促進を図った。(再掲)	0	地域の実情に合わせた支援体制の強化や市町村で行っている緊急避難支援の活用が図られるよう、市町村に対し働きかけを行う。(再掲)		男女課女サポ
	ア- 2	116	地域別に市町村や警察等関係機関との連携体 制の強化を図る。(再掲)	280 再掲	280 再掲	地域別にDV被害者支援連絡会議を6地域で開催し、被害者の安全 確保のための役割分担等の確認を行い、連携体制の強化を図っ た。(再掲) 10/16、10/17、10/24、11/7、11/10、11/13		地域別に市町村や警察等関係機関との連携体 制の強化を図る。(再掲)	280 再掲	男女課 女サポ
③地域でのサポート体制の整備 ア地域でのサポート体制の整備			ア 市町村に対し、窓口の一元化や庁内ネット ワーク会議の設置などを働きかけ、地域における サポート体制の強化を促進する。(再掲)	0	0	市町村を対象とした会議等で関係機関が連携した被害者支援の重要性について説明した。なお、ネットワークの構築を働きかけるための市町村応援マニュアルを改訂して配布した。(再掲)	0	市町村に対し、窓口の一元化や庁内ネットワーク 会議の設置などを働きかけ、地域におけるサポート体制の強化を促進する。(再掲)	0	男女課
(再掲3-5-②-ア) イ地域におけるネットワーク会議との連携 (再掲3-5-②-イ、再掲4-7-②-ア)	イ	118	イ DV被害者支援が円滑に進むよう、既存のネットワーク会議などに参加し、情報提供を行う。(再掲)	ō		市町村の要保護児童及びDV対策協議会など既存のネットワーク会 議に参加するとともに、地域別DV被害者支援連絡会議(6地域で開催)や地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議(4地域で開催)等において情報提供を行った。(再掲)	0	DV被害者支援が円滑に進むよう、既存のネットワーク会議などに参加し、情報提供を行うとともに、地域別DV被害者支援連絡会議(6地域で開催)や地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議(4地域で開催)等において情報提供を行う。(再掲)	0	男女課 女サポ

基本目標6 被害者支援のための体制強化

施策の方向11 職務関係者の資質向上

		施	平成29年度					平成30年度		
施策の内容	項目	策番号	施策の実施予定	当初予算額 (千円)	2月補正後 予算額 (千円)	施策の実施結果	決算額 (千円)	施策の実施予定	当初予算額(千円)	施策 担当課
①DV職務関係者研修等の充実【重点】 ア DV職務関係者研修の充実 (再掲1-2-④-ア-2、 再掲4-7-①-イ-1,イ-2、	ア- 1	119	DV・児童虐待職務関係者研修を新任者(基本・応用)と経験者を対象に実施する。(再掲)	男女:294 児童:3,757 再掲	男女:143	市町村、県及び関係機関職員を対象としたDV・児童虐待職務 関係者研修を実施した。(再掲) 新任職員研修(I部) 5/8・5/15 253名参加 新任職員研修(II部) 6/19・7/3 223名参加 担当職員研修(経験者) 9/22・9/25 218名参加	男女:142 児童: 1,074 再掲	DV・児童虐待職務関係者研修を新任者対象 (基本・応用)と経験者対象にて実施する。	男女:294 児童:466 再掲	児童家庭課
再掲4-7-②-ウ-2) イ市町村、関係機関への講師派遣 (再掲2-3-①-ア-2、6-11-②-ア-2再	ア- 2		DV被害者の自立支援に必要な法的知識や就職支援のノウハウについての自立支援スキルアップ研修を行う。	66	88	市町村、県及び関係機関職員を対象とした自立支援スキルアップ研修を実施した。 6/22 75名参加		DV被害者の自立支援に必要な法的知識や就職支援のノウハウについての自立支援スキルアップ研修を行う。	,	男女課
掲) ウ 国等で主催する研修への参加 (6-12-②-ウ再掲)	ア- 3		困難事例への対応方法などを学ぶ被害者支援 スキルアップ研修を行う。	66	60	市町村、県及び関係機関職員を対象とした被害者支援スキル アップ研修を実施した。 7/31 80名参加	60	困難事例への対応方法などを学ぶ被害者支援 スキルアップ研修を行う。	66	男女課
エ 市町村家庭教育相談員及び子育てサポーター等への研修	ア- 4	122	DVによる子どもへの影響に関する研修を実施する。(再掲)	33 再掲		市町村、県及び関係機関職員を対象としたDVによる子どもへの 影響に関する研修を実施した。(再掲) 2/2 114名参加		DVによる子どもへの影響に関する研修を実施する。(再掲)	121 再掲	男女課
	ア- 5	123	市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化 及び協議会への移行を支援するために、市町村 に専門的人材を派遣するとともに、市町村・関係 機関職員支援のための研修等を実施する。(再 掲)			市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化及び協議会への移行を支援するために、市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化でアドバイザーを16名派遣した。 児童虐待対応に関する体系的な研修を毎年定期的に行っており、市町村職員や関係機関に対して、児童虐待に関する知識や対応について周知し、連携強化を図った。		市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化 及び協議会への移行を支援するために、市町村 に専門的人材を派遣するとともに、市町村・関係 機関職員支援のための研修等を実施する。(再 掲)		児童家庭課
			・市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業 (再掲)・市町村母子保健担当者研修(再掲)	645 再掲 550 再掲	再掲	•市町村母子保健担当者研修(再掲)	441 再掲 408 再掲	・市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業 (再掲)・市町村母子保健担当者研修(再掲)	645 再掲 550 再掲	
			•市町村等児童虐待相談職員研修(再掲)	3757 再掲	再掲		1074 再掲	•市町村等児童虐待相談職員研修(再掲)	466 再掲	
			・児童虐待防止対策担当管理職研修(再掲)	132 再掲	再掲		79 再掲	•児童虐待防止対策担当管理職研修(再掲)	132 再掲 306	
			・児童虐待対応地域リーダー養成研修(再掲)・関係機関研修(再掲)	990 再掲 344	再掲 344	•関係機関研修(再掲)	129 再掲 96	・児童虐待対応地域リーダー養成研修(再掲)・関係機関研修(再掲)	再掲 344	
	イ	124	市町村等での講習、会議等に講師として県職員 を派遣するなどにより、研修機会を確保する。	再揭 0	再掲 0	DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を実施した。 官公庁関係 9回	再掲 0	市町村等での講習、会議等に講師として県職員を派遣するなどにより、研修機会を確保する。	再掲	男女課 女サポ
	ゥ	125	国等で開催される研修等に職員を派遣し、資質向上を図るとともに、情報収集に努める。	0		内閣府主催の「配偶者からの暴力被害者支援のための官官・官 民連携促進ワークショップ事業」に県内の配暴センター及び民間 支援団体の相談員等16名が参加した。		国等で開催される研修等に職員を派遣し、資質向上を図るとともに、情報収集に努める。	0	男女課女サポ
	工	126	市町村家庭教育相談員及び子育てサポーター リーダー等のための家庭教育研修講座(全16講 座の中の1講座)でDV及び児童虐待の現状や 相談対応等の研修を行う。	713	631	市町村家庭教育相談員及び子育てサポーターリーダー等のための家庭教育研修講座(全16講座の中の1講座)でDV及び児童虐待の現状や相談対応等の研修を実施した。 11/21 38名参加	630	市町村家庭教育相談員及び子育てサポーター リーダー等のための家庭教育研修講座(全16講 座の中の1講座)でDV及び児童虐待の現状や 相談対応等の研修を行う。	703	(教)生涯学 習課
②切れ目のない支援のための専門性の向上に向けた取組 ア 女性サポートセンターの中核的機能の強化 (再掲2-3-①-ア、再掲6-11-②-ア) イスーパービジョンの実施 (6-11-③-イ再掲) ウ 犯罪被害者等の支援担当者全体のスキルアップ	ア- 1	127	配偶者暴力相談支援センター連絡会議を開催 し、DV被害者支援に関する情報提供や意見交 換等を行い、機能強化を図る。	280 再掲		配暴センター連絡会議を開催し、DV被害者支援に関する情報 提供や助言を行うなど、機能強化を図った。(再掲) 6/1、8/4、1/30		配偶者暴力相談支援センター連絡会議を開催 し、DV被害者支援に関する情報提供や意見交 換等を行い、機能強化を図る。(再掲)	再掲	男女課女サポ
	2		DV職務関係者の研修や市町村等への講師派 遣を行う。(再掲)	0		DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を実施した。 官公庁関係 9回(再掲)		DV職務関係者の研修や市町村等への講師派 遣を行う。(再掲)		男女課 女サポ
	イ	129	連携する関係機関の相談員等の資質の向上を 図るため、相談事例の対応方法について外部の 専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョ ンを実施する。	380		外部の専門家を招き、スーパービジョンを年9回実施した。(月1回、5月〜翌2月(8月を除く)の第3水曜)	373	連携する関係機関の相談員等の資質の向上を 図るため、相談事例の対応方法について外部の 専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョ ンを実施する。		男女課 男女セン ター
	ウ	130	各機関の連携強化と窓口対応員のスキルアップ のための研修会を開催する。 被害者等支援活動の促進事業	350		県・市町村相談関係機関職員研修を開催し、犯罪被害者(遺族)や臨床心理士による講演、事例検討等により、窓口対応員のスキルアップを図った。(6/30,7/7実施)		各機関の連携強化と窓口対応員のスキルアップ のための研修会を開催する。	379	くらし安全推 進課

③相談員等のための心身のセルフケア	ア	職員向けのこころの相談室を活用するなど、相談 員のための心身のセルフケアに配慮する。	0	職員向けの研修において、相談員自身の健康管理、心身のセルフケアについて周知した。		職員向けのこころの相談室を紹介するなど、相談 員が心身のセルフケアを図れるように配慮する。	0 男女課	
ア セルフケアのための環境づくり イスーパービジョンの実施 (再掲6-11-②-イ)	7	連携する関係機関の相談員等の資質の向上を 図るため、相談事例の対応方法について外部の 専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョ ンを実施する。(再掲)		外部の専門家を招き、スーパービジョンを年9回実施した。(月1 回、5月〜翌2月(8月を除く)の第3水曜)(再掲)	再掲	連携する関係機関の相談員等の資質の向上を 図るため、相談事例の対応方法について外部の 専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョ ンを実施する。(再掲)	380 男女課 再掲 男女セン ター	

基本目標6 被害者支援のための体制強化

施策の方向12 関係機関との連携強化

施策の内容		施		平成30年度						
		策番号	施策の実施予定	当初予算額 (千円)	2月補正後 予算額 (千円)	施策の実施結果	決算額 (千円)	施策の実施予定	当初予算額(千円)	施策 担当課
①市町村や関係機関等による県内のネットワークの強化 ア女性サポートセンターを中心とした連携体制の強化		133	地域別にDV被害者支援連絡会議を開催し、関係機関とのネットワーク強化を図る。(再掲)	280 再掲	再撂	日地域別にDV被害者支援連絡会議を6地域で開催し、被害者の安全 開確保のための役割分担等の確認を行い、連携体制の強化を図った。(再掲) 10/16、10/17、10/24、11/7、11/10、11/13	再掲	地域別にDV被害者支援連絡会議を開催し、関係機関とのネットワーク強化を図る。(再掲)		男女課女サポ
(再掲2-4-①-ア-2、再掲5-10-①-ア、 再掲5-10-②) イ暴力対策ネットワーク会議、事例検討会 等の開催	イ	134	家庭等における暴力対策ネットワーク会議を開催 し、裁判所、法務局などの関係機関、医師会、民 生委員児童委員協議会などの関係団体との連 携強化、情報共有を図る。	0	Ć)家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議を開催し、関係機関との連携強化を図った。 1/16 29機関参加		家庭等における暴力対策ネットワーク会議を開催 し、裁判所、法務局などの関係機関、医師会、民 生委員児童委員協議会などの関係団体との連 携強化、情報共有を図る。		男女課女サポ
②国及び他の都道府県との連携の推進 ア 県外への円滑な移送・受入に向けた広			の共有や被害者の移送等、県域を超えた連携に努める。	0	()全国知事会における広域連携についての申し合わせを踏まえ、被害者の移送等、県域を超えた連携に努めた。		広域連携が円滑に実施できるよう、必要な情報 の共有や被害者の移送等、県域を超えた連携に 努める。	0	男女課女サポ
域的な連携 イ制度改善に関する国への要望 ウ国等で主催する研修への参加 (再掲6-11-①-ウ)			16都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所 長会議により、内閣府等に対し、国のDV被害者 支援対策等に係る要望を行う。	0) 16都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議(事務局:大阪府)により、内閣府及び厚生労働省に対し、国のDV被害者支援対策等に係る要望を行った。	0	16都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所 長会議により、内閣府等に対し、国のDV被害者 支援対策等に係る要望を行う。	0	男女課 女サポ
			国等で開催される研修等に職員を派遣し、資質向上を図るとともに、情報収集に努める。(再掲)	0		内閣府主催の「配偶者からの暴力被害者支援のための官官・官民連 携促進ワークショップ事業」に県内の配暴センターの相談員等16名 が参加した。		国等で開催される研修等に職員を派遣し、資質向上を図るとともに、情報収集に努める。(再掲)	0	男女課女サポ
③民間支援団体との連携・協働 ア DV被害者支援活動団体連絡会議の			DV被害者支援活動団体連絡会議を開催し、民間団体との連携強化、情報共有を図る。	0		DV被害者支援活動団体連絡会議を開催し、民間支援団体との連 携強化を図った。 3/14 関係団体9団体10名、県職員6名		DV被害者支援活動団体連絡会議を開催し、民間団体との連携強化、情報共有を図る。		男女課 女サポ
開催 イ協働によるきめ細やかな支援 (再掲2-4-②-エ) ウ民間支援団体の育成、支援 エ性犯罪・性暴力被害者を総合的に支援			DV被害者の様々な状況や安全確保に対応する ために、社会福祉施設や民間シェルター等と一 時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護 委託を行う。(再掲)	6,535 再掲	5,329 再据	DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉 協施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた 一時保護委託が行えるよう、連携強化を図った。(再掲)	再掲	DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託を行う。(再掲)	再掲	男女課女サポ
する体制の構築	ウ	140	DV・児童虐待職務関係者研修への参加の呼びかけ、DV被害者支援に関する情報の提供等により、民間支援団体スタッフの資質向上を支援する。	0	(DV・児童虐待職務関係者研修への参加をDV被害者支援活動団体に対して呼び掛け、研修での情報提供等により、団体スタッフの資質向上を図った。		DV・児童虐待職務関係者研修への参加の呼びかけ、DV被害者支援に関する情報の提供等により、民間支援団体スタッフの資質向上を支援する。		男女課
	工	141	性犯罪・性暴力被害者に対するワンストップ支援 体制の構築に取り組む。 性犯罪・性暴力被害者支援事業	11,159	10,974	4 平成29年10月からワンストップ支援センターとして、千葉性暴力被害支援センターちさとと千葉犯罪被害者支援センターが連携を開始し、医療機関や警察等関係機関・団体と連携した総合的な支援体制を構築した。		性犯罪・性暴力被害者が安心して相談できる、きめ細やかな支援を提供するため、被害者支援団体や警察・医療機関等との連携強化に努める。		くらし安全推 進課